国連憲章の武力行使に関するルール

【武力行使一般の禁止】(国連憲章2条4項)

1

て、防衛が必要な事態とは

在の防衛力に不足があるな

れを止めるための議会政治

の仕組み、②戦争に関する

正しい情報を報道する自

保険

(医に最適な保障制度)コロナも給付対象/

度!

しことが言える。もし、現

議論した緊急事態対応と同

にしたいのであれば、 前回

日本の防衛を確かなもの

【3つの例外】

- ①安保理決議に基づく集団安全保障措置(同 42 条)
- ②個別・集団の自衛権(同51条)
 - ▶安保理決議が出るまでの間、
 - ●被害国自身の防衛活動(個別的自衛権)、
 - ●被害国の要請に基づく防衛援助(集団的自衛権)。

つ点では、憲法9条の改正

つ提案だ。日本の防衛とい

できるようにしよう」とい

が急務とは言い難い。

でも、外国への武力行使を

に「日本の防衛以外の目的

余改正の提案とは、要する

そうだとすると、憲法9

してはならないことを定め

で十分なのか」 場合、現在の防衛体制

から「憲法9条」に注目が を受け、以下の2つの視点 ①「日本が侵略を受けた

ぞれ考えてみよう。 この2点について、それ いか」 起きなかったのではな あれば、こんなことは 「ロシアに憲法9条が

防衛力向上と改憲に 直接的な関係はない た場合について考えてみよ 日本が侵略を受け

の理由で外国に武力を行使 9条は「日本の防衛」以外 政府解釈によれば、憲法

じ条文があっても、それだ ロシア憲法に憲法9条と同 違反している。 にもロシア自身の憲法にも ウクライナ侵攻は、国際法 の規定がある。要するに、 ンアの憲法には国際法遵守 とを求めている。また、ロ 時に軍事行動を停止するこ 仮保全措置は、ロシアに即 月16日の国際司法裁判所の そうだとすると、仮に、

事活動を始めた場合に、そ めることはできなかっただ 国際法や憲法を無視して軍 なかったのは、①大統領が けではプーチン大統領を止 ロシアの国内体制に足り

第4回

東京都立大学 教授 木村 草太

要」と叫ぶだけの議論は、

. 「憲法9条の改正が必

と具体的に示さず、抽象的

今何が不足しているのか

貝を配置し、適切な演習を ての対応に必要な装備や人 しして、地道に取り組むし 市民の避難経路を 避難訓練をするな

態度とは言い難い。 具剣に防衛のことを考えた なく立憲主義の土台 必要なのは条文では

も考えてみよう。 規定があれば、

という視点 9条のような侵略を禁ずる 次に、もしロシアに憲法

侵攻は明白な国際法違反 た、という点だ(図)。3 前提とすべきは、今回の

執筆者を交代します 一つひとつの意義を再確 次回(6月5日号)

主義的な諸制度一般だ。 活動に対する国民への適切 憲法の意義そのもの な情報公開といった、立憲

を再確認すべき時 を基調とする国際平和を誠 ではない、ということだ。 は、侵略国に堕ちないため ス、権力の独裁を防ぎ、 実に希求」するという宣言 に必要なのは憲法9条だけ (憲法9条1項)を踏ま 日本国民は、正義と秩序 今回の事態が示したの

※従来は、日本が武力攻撃を受けた場合にのみ、防衛のための武力行使が許されると 解釈されていた。しかし、2014年の閣議決定では、日本が武力攻撃を受けていなく ても、日本の存立危機の場合には、日本の防衛を理由に武力行使できるとされた。 この閣議決定は解釈の範囲を超え「違憲」だと私は考えるが、現在の政府解釈でも、 日本が武力攻撃を受けていないに場合にできる武力行使の範囲はごく限られている

〈きむら そうた〉

1980年、神奈川県生まれ。東京大学法学部卒業 同助手を経て、現在、東京都立大学大学院法学政治学 研究科法学政治学専攻・法学部教授。専攻は憲法学。

著書に『憲法の急所 第2版』(羽鳥書店)、『憲法 の創造力』(NHK出版新書)、『テレビが伝えない憲法 の話』(PHP新書)、『集団的自衛権はなぜ違憲なの か』『自衛隊と憲法』(共に晶文社)、『木村草太の

憲法の新手』『木村草太の憲法の新手2』(共に沖縄タイムス社)、『憲法 学者の思考法』(青土社)など。共著に、『憲法の条件』(NHK出版新書)、 『憲法という希望』(講談社現代新書)、『憲法問答』(徳間書店)、『ほと んど憲法 上・下』(河出書房新社)などがある。

病気やケガでの休業に安心保障!



- ①最長 730 日の長期保障! ②掛金が満期まで変わりません!
- ③掛け捨てではありません!
- 4 自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤再発や後遺症にも何度でも給付!
- ⑥所得補償保険との重複受給 OK !

【加入日】 2022年8月1日

【加入申込資格】

- ①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ 週16日時間以上で業務に従事している。
- ② 59 歳(昭和 38 年 2 月 2 日以降生まれ)までの保険医協会会 員で、約款に同意できる保険医。
- 注) 現在、健康に異常のある方は原則として加入できません。

受付期間 4/1~5/25

□給付内容 (1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金	【疾病】2022年11月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき、	入院は1日目から、自宅での休業は4日 目(3日免責)から給付
入院給付金	【傷害】2022年8月1日以降の傷害を 原因に休業したとき	1日につき 自宅 6,000円、入院 8,000円 【通算給付日数 500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき 自宅 3,000 円、入院 6,000 円 【連続1回限り 230 日限度】
弔 慰 給 付 金	傷病により死亡したとき	500,000 円(+脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000 円(+脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金 額を確定

※資料請求・お問合せは、保険医協会共済部(■ 06-6568-7721)まで。